



2023年2月14日

各 位

会社名 株式会社パスコ
代表者名 代表取締役社長 島村 秀樹
(コード：9232 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 グループ経営、経理、
広報、IR、総務所管 宮本 和久
(TEL. 03-5722-7600)

2023年3月期第3四半期報告書(自2022年10月1日至2022年12月31日)の提出期限延長に係る承認申請に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を、関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2023年3月期第3四半期報告書(自2022年10月1日至2022年12月31日)

2. 延長前の提出期限

2023年2月14日(火曜日)

3. 延長が承認された場合の提出期限

2023年4月7日(金曜日)

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2023年2月7日付公表の「2023年3月期第3四半期決算発表の延期及び特別調査委員会設置に関するお知らせ」、及び2023年2月10日付公表の「特別調査委員会設置に関するお知らせ」のとおり、当社社員より不適切な会計処理が行われているとの報告があり調査を行ったところ、2021年3月期および2022年3月期において利益先送りに関する不適切な会計処理が行われていた可能性があること、並びに他の事業部の2021年3月期および2022年3月期においても利益先送りに関する不適切な会計処理が行われていないか確認する必要があることが判明いたしました。

当社では、専門的および客観的な見地からの調査分析、再発防止策の立案が必要であることから、外部の有識者で構成される特別調査委員会を設置し、調査を進めておりますが、調査に一定の

時間を要すること、調査結果によっては過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書の作成が必要となる可能性が生じ、監査法人の追加的監査手続き等も必要となることから、これを踏まえた四半期レビュー報告書の受領が間に合わず、金融商品取引法第24条の4の7第1項の期限までに四半期報告書を提出することが困難であるとの判断に至り、提出期限を2023年4月7日とした提出期限延長の承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請書が提出、承認された場合には速やかに開示いたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしますこと深くお詫び申し上げます。

以 上